

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

ページ

| | | |
|--|---------------|----|
| ○職員のリ任用に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 | (人事課等) | 一 |
| 正する条例 | | |
| ○個人情報保護条例の一部を改正する条例 | (県政情報公開室) | 一 |
| ○宮城県県税条例等の一部を改正する条例 | (税務課) | 三 |
| ○過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 | (同) | 一一 |
| ○離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 | (同) | 一一 |
| 正する条例 | | |
| ○原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (同) | 一一 |
| 正する条例 | | |
| ○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (市町村課) | 一一 |
| ○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 | (同) | 一二 |
| ○指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例 | (自然保護課) | 一三 |
| ○食品衛生法施行条例等の一部を改正する条例 | (食と暮らしの安全推進課) | 一三 |
| ○子どもを犯罪の被害から守る条例 | (共同参画社会推進課) | 一三 |
| ○福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例 | (長寿社会政策課) | 一四 |
| ○流域下水道条例の一部を改正する条例 | (下水道課) | 一四 |
| ○県営住宅条例の一部を改正する条例 | (住宅課) | 一四 |

条 例

職員のリ任用に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十三号

職員のリ任用に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員のリ任用に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)附則第十八条の二第一項第一号」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第七条の三第一項第四号」に改める。

第二条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第八十四条第二項」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第四十七条第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十四号

個人情報保護条例の一部を改正する条例

第一条 個人情報保護条例(平成八年宮城県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第二条第八項に規定する特定個人情報という。

第七条第一項中「個人情報」の下に「特定個人情報を除く。以下この条において同じ。」を加える。

第七条の二を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

(特定個人情報の収集等の制限の特例)

第七条の二 実施機関は、番号利用法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報

報を収集し、又は保有してはならない。

2 前条第一項及び第二項の規定は、特定個人情報の収集について準用する。

第八条の次に次の一条を加える。

(特定個人情報の提供の制限の特例)

第八条の二 前条の規定にかかわらず、実施機関は、番号利用法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第十二条ただし書中「個人情報」の下に「(特定個人情報を除く。)」を加える。

第二条 個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第八条中「で個人情報」の下に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、

第八条の二の前の見出しを削り、同条中「前条の規定にかかわらず、」を削り、同条を第八条の三とし、第八条の次に次の見出し及び一条を加える。

(特定個人情報の利用及び提供の制限の特例)

第八条の二 実施機関は、利用目的以外の目的で特定個人情報を利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の安全を確保するために必要である場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき(特定個人情報を利用目的以外の目的で利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除く。)は、この限りでない。

第十条中「に個人情報」の下に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第十六条第二項中「法定代理人」の下に「(特定個人情報の場合にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。)」を加え、「単に「法定代理人」を「代理人」に改め、「当該未成年者又は成年被後見人」の下に「(特定個人情報の場合にあつては、当該未成年者若しくは成年被後見人又は当該本人)」を加える。

第十七条第二項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第十八条第一項第七号中「により、」の下に「未成年者又は成年被後見人の法定代理人からの開示請求の場合にあつては」を、「成年被後見人の」の下に「本人の委任による代理人からの開示請求の場合にあつては当該個人情報の本人の」を加える。

第二十七条第二項中「法定代理人」の下に「(特定個人情報の場合にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)」を、「当該未成年者又は成年被後見人」の下に「(特定個人情報の場合にあつては、当該未成年者若しくは成年被後見人又は当該本人)」を加える。

第三十三条第一項本文中「個人情報」の下に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」

を加え、同条第二項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条の次に次の一条を加える。
(特定個人情報に係る利用停止請求権の特例)
第三十三条の二 何人も、開示を受けた自己に関する特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。
一 第七条の二の規定に違反して収集され、若しくは保有されているとき、第八条の二の規定に違反して利用されているとき、第十二条の規定に違反して保有されているとき、又は番号利用法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去
二 第八条の三又は第九条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止
三 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、当該未成年者若しくは成年被後見人又は当該本人に代わつて、前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止の請求(次項において「利用停止請求」と総称する。)をすることができる。
第四項の規定は、利用停止請求について準用する。
第三十四条第一項本文中「利用停止請求」を「第三十三条第二項に規定する利用停止請求又は前条第二項に規定する利用停止請求(以下「利用停止請求」という。)」に改め、同条第二項中「前条第一項から第三項まで」を「第三十三条第一項から第三項まで又は前条第一項及び第二項」に改める。
第六十条第二項中「係る個人情報」の下に「(特定個人情報を除く。以下この項及び第四項において同じ。)」を加え、同条第四項中「第二項」を「他の法令」に改め、「により」の下に「個人情報」を加え、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
5 他の法令の規定により特定個人情報の開示を受けた場合には、第二十七条第一項から第三項まで又は第三十三条の二第一項及び第二項の規定の適用については、開示を受けたものとみなす。
第三条 個人情報保護条例の一部を次のように改正する。
第二条に次の一号を加える。
七 情報提供等の記録 番号利用法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
第八条の二中「で個人情報」の下に「情報提供等の記録を除く。以下この条において同じ。)」を加え、第八条の三を第八条の四とし、第八条の二の次に次の一条を加える。
第八条の三 実施機関は、利用目的以外の目的で情報提供等の記録を利用してはならない。

第三十三条第一項本文中「個人情報」の下に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」

を加え、同条第二項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(特定個人情報に係る利用停止請求権の特例)

第三十三条の二 何人も、開示を受けた自己に関する特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

一 第七条の二の規定に違反して収集され、若しくは保有されているとき、第八条の二の規定に違反して利用されているとき、第十二条の規定に違反して保有されているとき、又は番号利用法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去
二 第八条の三又は第九条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止
三 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、当該未成年者若しくは成年被後見人又は当該本人に代わつて、前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止の請求(次項において「利用停止請求」と総称する。)をすることができる。
第四項の規定は、利用停止請求について準用する。
第三十四条第一項本文中「利用停止請求」を「第三十三条第二項に規定する利用停止請求又は前条第二項に規定する利用停止請求(以下「利用停止請求」という。)」に改め、同条第二項中「前条第一項から第三項まで」を「第三十三条第一項から第三項まで又は前条第一項及び第二項」に改める。
第六十条第二項中「係る個人情報」の下に「(特定個人情報を除く。以下この項及び第四項において同じ。)」を加え、同条第四項中「第二項」を「他の法令」に改め、「により」の下に「個人情報」を加え、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
5 他の法令の規定により特定個人情報の開示を受けた場合には、第二十七条第一項から第三項まで又は第三十三条の二第一項及び第二項の規定の適用については、開示を受けたものとみなす。
第三条 個人情報保護条例の一部を次のように改正する。
第二条に次の一号を加える。
七 情報提供等の記録 番号利用法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
第八条の二中「で個人情報」の下に「情報提供等の記録を除く。以下この条において同じ。)」を加え、第八条の三を第八条の四とし、第八条の二の次に次の一条を加える。
第八条の三 実施機関は、利用目的以外の目的で情報提供等の記録を利用してはならない。

第三十三条第一項本文中「個人情報」の下に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」

第三十二条第一項中「個人情報」の下に「(情報提供等の記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第三十一条第一項中「個人情報」の下に「(情報提供等の記録を除く。)」を加える。
第三十二条中「訂正の」を「個人情報(情報提供等の記録を除く。以下この条において同じ。の訂正の)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(情報提供等の記録の提供先への通知の特例)

第三十二条の二 実施機関は、情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号利用法第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三十三条の二 第一項本文中「特定個人情報」の下に「(情報提供等の記録を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同項第二号中「第八条の三」を「第八条の四」に改める。

第三十四条第一項第二号中「個人情報」の下に「(情報提供等の記録を除く。以下この節において同じ。)」を加える。

第六十条第五項中「特定個人情報」の下に「(情報提供等の記録を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十八年一月一日から、第三条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

宮城県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十五号

宮城県条例等の一部を改正する条例

(宮城県条例の一部改正)

第一条 宮城県条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同法第六十条の二から第六十条の四までの規定の例によらないものとする。

第二十七条第一項第三号中「法人」の下に「又は団体」を加える。

第三十二条の四第一項中「あつては」を「において」に改め、「取り扱う者」の下に「があるときは、その者」を加える。

第四十一条第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百分の二・五」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の六」を「百分の四・八」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の四・八」に改める。

第五十一条の二 第一項中「行つた」を「行つた課税資産の譲渡等(」に、「同法その他」を「のうち、特定資産の譲渡等(同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。))並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。))及び特定課税仕入れ(消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他」に、「を除く。))については、当該事業者」を「以外のものをいう。))については、当該事業者」に、「すべて」を「全て」に改める。

附則第五条の四第一項中「次条」の下に「及び附則第二十五条」を加える。

附則第十条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、法附則第九条第十二項の規定による。

附則第十条に次の一項を加える。

4 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者が原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律(平成十七年法律第四十八号) 附則第三条第一項の規定により同項に規定する特定実用発電用原子炉設置者が積み立てる金銭に相当する金額を当該特定実用発電用原子炉設置者に交付する場合における第四十一条第二項の各事業年度の収入金額は、電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律七十二号)の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、法第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から令附則第六条の二第六項に規定する収入金額を控除した金額による。

附則第十条の二 第一項第一号イ中「百分の〇・七五六」を「百分の一・〇〇八」に改め、同号ロ中「百分の〇・三一五」を「百分の〇・四二」に改め、同号ハの表中「百分の三・二五五」を「百分の二・六二五」に、「百分の四・八三」を「百分の三・八八五」に、「百分の六・三」を「百分の五・〇四」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七五六」を「百分の一・〇〇八」に改め、

同号口中「百分の〇・三二五」を「百分の〇・四二」に改め、同号ハ中「百分の六・三二」を「百分の五・〇四」に改める。

附則第十条の二の三中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改め、同条の表

第四十一条第一項第一号ハの表の項中

| | |
|--------|--------|
| 百分の三・一 | 百分の一・六 |
| 百分の四・六 | 百分の二・三 |
| 百分の六 | 百分の三・一 |

を

に改め、附則第十条の二の三の表第四十一

| | |
|--------|--------|
| 百分の二・五 | 百分の〇・九 |
| 百分の三・七 | 百分の一・四 |
| 百分の四・八 | 百分の一・九 |

条第三項第一号ハの項中

| | |
|------|--------|
| 百分の六 | 百分の三・一 |
|------|--------|

を

| | |
|--------|--------|
| 百分の四・八 | 百分の一・九 |
|--------|--------|

に改め、同表附則第十条の二第一項第一号

ハの表の項中

| | |
|----------|----------|
| 百分の三・二五五 | 百分の一・七五五 |
| 百分の四・八三 | 百分の二・五三 |
| 百分の六・三 | 百分の三・四 |

を

に改め、附則第十条の二の三の表附則第十

| | |
|----------|----------|
| 百分の二・六二五 | 百分の一・〇二五 |
| 百分の三・八八五 | 百分の一・五八五 |
| 百分の五・〇四 | 百分の二・一四 |

条の二第三項第一号ハの項中

| | |
|--------|--------|
| 百分の六・三 | 百分の三・四 |
|--------|--------|

を

| | |
|---------|---------|
| 百分の五・〇四 | 百分の二・一四 |
|---------|---------|

に改める。

附則第十一条の三を次のように改める。

第十一条の三 削除

附則第十一条の四第二項第一号及び第十二条第一項中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

附則第十六条の二の次に次の一条を加える。

(未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の特例)

第十六条の三 租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座(附則第二十二条の三において「未成年者口座」という。)を開設している個人について、同法第三十七条の十四の二第六項に規定する契約不履行等事由(附則第二十二条の三において「契約不履行等事由」という。)が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等(同法第九条の九第一項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。)が同法第九条の九第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十二条第一項第六号及び第三十二条の四第一項の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

附則第二十一条第二項中「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に改める。

附則第二十二条の二の次に次の一条を加える。

(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の特例)

第二十二条の三 未成年者口座を開設している個人について、契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第三十七条の十四の二第八項の規定の適用を受けたときは、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額を第二十八条の七第一項に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 第三十二条の六第一項中「選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の三第

三項第一号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「未成年者口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該未成年者口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の第十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等」と、同条第二項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「未成年者口座の廃止の際」とする。

附則第二十五条に次の一項を加える。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第六項までの規定の適用を受けた場合において、当該納税義務者が平成二十六年から平成三十一年までの居住年に係る租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（居住年が平成二十六年である場合には、その同項に規定する居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、附則第五条の四の二第一項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

第二条 宮城県県税条例の一部を次のように改正する。

附則第十六条の三第一項中「附則第二十二條の三」の下に「及び附則第二十二條の四」を加える。
 附則第二十一条の二第二項中「及び附則第二十二條の二」を、「附則第二十二條の二及び附則第二十二條の三」に、「第三十七條の十四の三第一項」を「第三十七條の十四の四第一項」に改める。
 附則第二十一条の三第二項中「附則第二十二條の二第二項」の下に「及び附則第二十二條の三」を加える。

附則第二十二條の三を附則第二十二條の四とし、附則第二十二條の二の次に次の一條を加える。
 （未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

第二十二條の三 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七條の十四の二第五項第二号に規定する未成年者口座管理契約（以下この条において「未成年者口座管理契約」という。）に基づき同法第三十七條の十四の二第一項各号に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この条において「未成年者口座内上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、令附則第十八條の六の三第一項に規定するところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

2 租税特別措置法第三十七條の十四の二第四項各号に掲げる事由により、未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この条において

同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として令附則第十八條の六の三第二項に規定する金額（以下この条において「払出し時の金額」という。）により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第三十七條の十四の二第四項第一号に掲げる移管若しくは返還又は同項第三号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあつた未成年者口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第二号に掲げる相続若しくは遺贈又は同項第三号ロに掲げる贈与により払出しがあつた未成年者口座内上場株式等を取扱った県民税の所得割の納税義務者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取扱ったものとそれぞれみなして、前項及び附則第十四條の二の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

3 未成年者口座及び租税特別措置法第三十七條の十四の二第五項第五号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第四項第三号に規定する基準年の前年十二月三十一日までに契約不履行等事由が生じた場合には、法附則第三十五條の三の三第三項各号に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、令附則第十八條の六の三第三項に規定するところにより、租税特別措置法第三十七條の十四の二第四項第一号から第三号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得との金額とを区分して、これらの金額を計算する。

4 前項の場合において、法附則第三十五條の三の三第三項第一号から第三号までの規定により譲渡があつたものとみなされる未成年者口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第三十三條第三項の規定の例によつて算定した当該未成年者口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、県民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

（宮城県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 宮城県県税条例の一部を改正する条例（平成二十四年宮城県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。
 附則第三項中「事業者が行う課税資産の譲渡等及び」を「事業者が行う課税資産の譲渡等（平成

二十七年十月一日以後に行つた課税資産の譲渡等については、消費税法第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下同じ。）及び特定課税仕入れ（同法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。）並びに」に改め、「事業者が行つた課税資産の譲渡等及び」の下に「特定課税仕入れ並びに」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中宮城県条例第二十七條第一項第三号及び附則第五條の四第一項の改正規定、附則第十條中第二項を第三項とし、第一項の次に一項を加える改正規定並びに附則第二十五條に一項を加える改正規定並びに第三條中宮城県条例の一部を改正する条例附則第一項の改正規定並びに附則第五項及び第十一項の規定 公布の日

二 第一条中宮城県条例第五十一條の二第一項の改正規定、第三條中宮城県条例の一部を改正する条例附則第三項の改正規定及び附則第十三項の規定 平成二十七年十月一日

三 第一条中宮城県条例第四十一條第一項第一号及び第三項第一号、附則第十條の二第一項第一号及び第三項第一号、附則第十條の二の三並びに附則第十一條の三の改正規定並びに附則第六項から第十項まで及び第十四項から第二十七項までの規定 平成二十八年四月一日

四 第一条中宮城県条例附則第二十一條第二項の改正規定及び第二條の規定並びに附則第四項の規定 平成二十九年一月一日

五 第一条中宮城県条例附則第十條に一項を加える改正規定及び附則第十二項の規定 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日

六 第一条中宮城県条例附則第十一條の四第二項第一号及び第十二條第一項の改正規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日
（県民税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の宮城県条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第三十二條の四第一項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三條第一項第十五号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき改正法第一条

の規定による改正前の地方税法第二十三條第一項第十五号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

4 附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の宮城県条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

5 附則第一項第一号に掲げる規定による改正後の宮城県条例（以下「第一号新条例」という。）附則第二十五條第二項の規定は、平成二十七年分以後の年度分の個人の県民税について適用する。（事業税に関する経過措置）

6 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の宮城県条例（以下「第三号新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

7 第三号新条例第三十八條第一項第一号イに掲げる法人（他の二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度の第三号新条例第三十九條第一項第一号イに規定する付加価値額（当該事業年度が一年に満たない場合にあっては、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。以下同じ。）で除して計算した金額。以下「調整後付加価値額」という。）が三十億円以下であるものについては、第三号新条例附則第十條の二の三の規定により読み替えられた第三号新条例附則第十條の二第一項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について改正法附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「二十八年新法」という。）第七十二條の二十五の規定によって納付すべき事業税額、二十八年新法第七十二條の二十八の規定によって納付すべき事業税額又は二十八年新法第七十二條の二十九の規定によって納付すべき事業税額（以下「事業税額」という。）から控除する。

一 当該事業年度の第三号新条例第三十九條第一項第一号イに規定する付加価値額（他の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、二十八年新法第七十二條の四十八の規定により関係都道府県に分割された後の付加価値額とし、当該付加価値額に千円未満の端

数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。附則第九項において「課税標準付加価値額」という。）に、平成二十八年三月三十一日現在における附則第一項第三号に掲げる規定による改正前の宮城県県税条例（以下「第三号旧条例」という。）附則第十条の二第一項第一号イに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の第三号新条例第三十九条第一項第一号ロに規定する資本金等の額（他の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、二十八年新法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割された後の資本金等の額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。附則第九項において「課税標準資本金等の額」という。）に、平成二十八年三月三十一日現在における第三号旧条例附則第十条の二第一項第一号ロに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の第三号新条例第三十九条第一項第一号ハに規定する所得を第三号新条例附則第十条の二第一項第一号ハの表の上欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（他の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、二十八年新法第七十二条の四十八の規定により区分し、関係都道府県に分割された後の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における第三号旧条例附則第十条の二の三の規定により読み替えられた第三号旧条例附則第十条の二第一項第一号ハの表の下欄に掲げる税率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

8 第三号新条例第三十八条第一項第一号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。

9 第三号新条例第三十八条第一項第一号イに掲げる法人（他の二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が三十億円

以下であるものについては、第三号新条例附則第十条の二の三の規定により読み替えられた第三号新条例附則第十条の二第三項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。

一 当該事業年度の課税標準付加価値額に、平成二十八年三月三十一日現在における第三号旧条例附則第十条の二第三項第一号イに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の課税標準資本金等の額に、平成二十八年三月三十一日現在における第三号旧条例附則第十条の二第三項第一号ロに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の第三号新条例第三十九条第一項第一号ハに規定する所得を二十八年新法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割した後の金額（当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における第三号旧条例附則第十条の二の三の規定により読み替えられた第三号旧条例附則第十条の二第三項第一号ハに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

10 第三号新条例第三十八条第一項第一号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。

11 第一号新条例附則第十条第二項の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

12 附則第一項第五号に掲げる規定による改正後の宮城県県税条例附則第十条第四項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。（地方消費税に関する経過措置）

13 附則第一項第二号に掲げる規定による改正後の宮城県条例の規定中地方消費税に関する部分
は、同号に掲げる規定の施行の日以後に事業者（地方税法第七十二条の七十七第一号に規定する事
業者をいう。以下この項において同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律
第八十号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（所得税法
等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下「所得税法等改正法」という。）第四条
の規定による改正後の消費税法（以下この項において「新消費税法」という。）第二条第一項第八
号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（新消費税
法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。）に係る地方消費税について適用し、同日前に
事業者が行った課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をい
う。）に係る地方消費税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）
14 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課す
べきであった第三号旧条例附則第十一条の三に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下「紙巻たばこ三
級品」という。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。
15 次の各号に掲げる期間内に、第三号新条例第六十三条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に
規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る県たばこ税の税率は、第三号新
条例第六十六条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- 一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき四百八十一円
- 二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 千本につき五百五十一円
- 三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき六百五十六円

16 平成二十八年四月一日前に第三号旧条例第六十三条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規
定する売渡し若しくは消費等（第三号旧条例第六十六条の二第一項第一号及び第二号に規定する売
渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（第三号
新条例第六十三条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある
場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第一項の規定により製造たばこの製
造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみ
なして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等とし
て当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販
売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合
には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地において県たばこ税
を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たば

こ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

17 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定
める様式によって、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第三十八号。
以下「改正省令」という。）附則第五条第二項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載した
申告書を平成二十八年五月二日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の県税事
務所長に提出しなければならない。

- 一 所持する紙巻たばこ三級品の本数及び当該紙巻たばこ三級品の本数のうち県たばこ税の課税標
準となるものの本数
- 二 前号の課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
- 三 その他参考となるべき事項

18 附則第十六項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第二十条第四項に規定す
る市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十二条第二項に規定するたばこ税に
係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出した場合において、そ
の提出を受けた市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理したときは、当該申告書
は、同項に規定する県税事務所に提出されたものとみなす。

19 附則第十七項の規定による申告書を提出した者は、平成二十八年九月三十日までに、当該申告書
に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
20 附則第十六項の規定により県たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するも
ののほか、第三号新条例の規定中県たばこ税に関する部分（第三号新条例第六十五条から第六十六
条の二まで、第六十六条の四及び第六十六条の七の規定を除く。）を適用する。この場合において、
次の表の上欄に掲げる第三号新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲
げる字句とする。

| | | |
|-------------------------------|----------------------------|--|
| 第六十六条の五第一項 | 前条第一項から第三項までの規 定によつて申告書 | 宮城県条例等の一部を改正する 条例（平成二十七年宮城県条例第五 十五号。以下この節において「平成 二十七年改正条例」という。）附則 第十七項の規定によつて申告書 |
| 前条第一項から第三項までの規 定によつて申告納付する | | 平成二十七年改正条例附則第十七項 から第十九項までの規定によつて申 告納付する |

| | | |
|------------|--------------------|------------------|
| 第六十六条の五第二項 | 前条第一項から第三項まで | 平成二十七年改正条例附則第十七項 |
| 第六十六条の五の二 | 第六十六条の四第一項から第三項まで | 平成二十七年改正条例附則第十七項 |
| 提出期限 | これらの項に規定する申告書の提出期限 | 平成二十八年五月二日 |

21 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、附則第十六項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、第三号新条例第六十六条の七の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が第三号新条例第六十六条の四の規定により県税事務所に提出すべき申告書には、改正省令附則第五項第四項に規定するところにより、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

22 平成二十九年四月一日前に第三号新条例第六十三条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（第三号新条例第六十六条の二第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第八項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地において県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

23 附則第十七項から第二十一項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える。

| | | |
|------------------------------------|------------|------------------------|
| 附則第十七項 | 前項に | 附則第二十二項に |
| 附則第十七項第二号 | 前項 | 附則第二十二項 |
| 附則第十八項 | 附則第十六項 | 附則第二十二項 |
| 附則第十九項 | 附則第二十項第四項 | 附則第二十項第十項において準用する同条第四項 |
| 附則第二十項の表以外の部分 | 附則第十六項 | 附則第二十二項 |
| 附則第二十項の表第六十六条の五第一項の項及び第六十六条の五第二項の項 | 同項 | 同項及び附則第十七項 |
| 附則第二十項の表第六十六条の五の二の項 | 附則第十七項 | 附則第二十三項において準用する附則第十七項 |
| | 平成二十八年五月二日 | 平成二十九年五月一日 |

24 平成三十年四月一日前に第三号新条例第六十三条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所、これらの者

25 附則第十七項から第二十一項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える。

| | | |
|------------------------------------|-------------|--------------------------|
| 附則第十七項 | 前項に | 附則第二十四項に |
| 附則第十七項第二号 | 前項 | 附則第二十四項 |
| 附則第十八項 | 附則第十六項 | 附則第二十四項 |
| | 附則第二十条第四項 | 附則第二十条第十二項において準用する同条第四項 |
| | 附則第五十二条第二項 | 附則第五十二条第十一項において準用する同条第二項 |
| 附則第十九項 | 平成二十八年九月三十日 | 平成三十年十月一日 |
| 附則第二十項の表以外の部分 | 附則第十六項 | 附則第二十四項 |
| | 同項 | 同項及び附則第十七項 |
| 附則第二十項の表第六十六條の五第一項の項及び第六十六條の五第二項の項 | 附則第十七項 | 附則第二十五項において準用する附則第十七項 |
| 附則第二十項の表第六十六條の五の二の項 | 附則第十七項 | 附則第二十五項において準用する附則第十七項 |
| | 平成二十八年五月二日 | 平成三十年五月一日 |

26 平成三十一年四月一日前に第三号新条例第六十三条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費税等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地において県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき二百四十円とする。

27 附則第十七項から第二十一項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える。

| | | |
|---------------------|-------------|--------------------------|
| 附則第十七項 | 前項に | 附則第二十六項に |
| 附則第十七項第二号 | 前項 | 附則第二十六項 |
| 附則第十八項 | 附則第十六項 | 附則第二十六項 |
| | 附則第二十条第四項 | 附則第二十条第十四項において準用する同条第四項 |
| | 附則第五十二条第二項 | 附則第五十二条第十三項において準用する同条第二項 |
| 附則第十九項 | 平成二十八年九月三十日 | 平成三十一年九月三十日 |
| 附則第二十項の表以外の部分 | 附則第十六項 | 附則第二十六項 |
| | 同項 | 同項及び附則第十七項 |
| 附則第二十項の表第六十六條の五の二の項 | 附則第十七項 | 附則第二十七項において準用する附則第十七項 |

| | |
|--------------------------|-----------------------|
| 十六条の五第一項の項及び第六十六条の五第二項の項 | 則第十七項 |
| 附則第二十項の表第六十六条の五の二の項 | 附則第二十七項において準用する附則第十七項 |
| 平成二十八年五月二日 | 平成三十一年四月三十日 |

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十七年七月十日

○宮城県条例第五十六号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年宮城県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例（以下「新条例」という。）第二条、第四条及び第五条の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。（経過措置）

2 新条例第二条又は第四条の規定により県税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第六条第一項の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合においては、同項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十七号

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成六年宮城県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（以下「新条例」という。）第二条、第四条及び第五条の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。（経過措置）

2 新条例第二条の規定は、平成二十七年四月一日以後に新設し、又は増設した特別償却設備（同条に規定する特別償却設備をいう。以下同じ。）をその用に供した事業に対して課すべき事業税について適用し、同日前に新設し、又は増設した特別償却設備をその用に供した事業に対して課する事業税については、なお従前の例による。

3 新条例第四条の規定は、平成二十七年四月一日以後に新設し、又は増設した特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前に新設し、又は増設した特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例第五条の規定は、平成二十七年四月一日以後に新設し、又は増設した特別償却設備である償却資産に対して課すべき固定資産税について適用し、同日前に新設し、又は増設した特別償却設備である償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新条例第二条又は第四条の規定により県税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第六条第一項又は第三項の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合においては、これらの規定による申請書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十八号

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例
 原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例（平成十四年宮城県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第二条から第四条までの規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第二条又は第三条の規定により県税の不均一課税の適用を受けようとする者に係る新条例第五条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合には、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十九号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表三十四の四の項中「法」という。）の下に「及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下この項において「省令」という。）」を加え、同項に次のように加える。

ル 省令第七条第八項及び第十一項から第十四項までの規定による要求等（イに掲げる許可に係るものに限る。）

ヲ 省令第二十条第五項及び第六項の規定による届出の受理（二に掲げる登録に係るものに限る。）

ワ 省令第二十四条第五項及び第六項の規定による届出の受理（チに掲げる許可に係るものに限る。）

第二条の表三十四の五の項中「法」という。）の下に「及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正

化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）を加え、同項に次のように加える。
 ホ 省令第七条第八項及び第十一項から第十四項までの規定による要求等（イに掲げる許可に係るものに限る。）

第二条の表三十四の六の項中「法」という。）の下に「及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）」を加え、同項に次のように加える。

ホ 省令第七条第八項及び第十一項から第十四項までの規定による要求等（イに掲げる許可に係るものに限る。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表三十四の四から三十四の六までの項の上欄に掲げる事務に係る鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「省令」という。）の規定により知事が行った要求で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に省令の規定により知事に対してなされた届出で施行日以後においては当該各項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における省令の規定の適用については、当該市町村の長の行った要求又は当該市町村の長に対してなされた届出とみなす。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成十四年宮城県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十条の七第四項第二号」を「第三十条の十三第一項」に、「定める区域内の市町村の執行機関」を「定める県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関」に改める。

第三条中「第三十条の七第四項」を「第三十条の十三第一項」に、「本人確認情報の」を「都道府県知事保存本人確認情報（法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。以下同じ。）の」に改め、「（同項第二号に掲げる場合における提供に限る。）」を削り、「本人確認情報を」を「都道府県知事保存本人確認情報を」に改める。

第四条中「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に改める。
 第五条中「第三十条の八第二項」を「第三十条の十五第二項」に改める。
 第六条中「第三十条の八第二項」を「第三十条の十五第二項」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。
 第七条中「第三十条の九第一項」を「第三十条の四十第一項」に改める。
 第八条を削る。
 第九条中「第三十条の三十七第一項」を「第三十条の三十二第一項」に改め、同条を第八条とし、第十条を第九条とする。
 附則第二項中「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に改める。
 別表第一事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）第二条の表三十四の二の項の下欄に掲げる市町村の長の項中「別表第五第一号」を「別表第五第一号の二」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十一号

指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例（平成二十四年宮城県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。
 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十二号

食品衛生法施行条例等の一部を改正する条例

第一条 食品衛生法施行条例（平成十二年宮城県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。
 別表第二第一号へ(8)口中「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）第一条第二項第七号」を「食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第三条第二項の表」に改める。
 第二条 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（平成二十七年宮城県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち別表第四を別表第五とし、別表第三を別表第四とし、別表第二の次に一表を加える改正規定中「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）第一条第二項第七号」を「食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第三条第二項の表」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

子どもを犯罪の被害から守る条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十三号

子どもを犯罪の被害から守る条例

（目的）

第一条 この条例は、子どもが、その心身の未成熟のため犯罪の危険を回避する能力が低いことに鑑み、子どもを犯罪の被害から守ることについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為を規制し、もって子どもが安心して安全に生活できる健全な地域社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 十三歳に満たない者をいう。
- 二 保護監督者 親権を行う者、未成年後見人又は学校の職員その他の者で、子どもを現に保護し、若しくは監督するものをいう。

（県の責務）

第三条 県は、県民、事業者及び市町村と連携して子どもを犯罪の被害から守るために必要な施策を策定し、実施するものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、子どもを犯罪の被害から守ることに関し理解を深めるよう努めるとともに、県及び市町村が実施する子どもを犯罪の被害から守るための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し子どもに対する犯罪の防止に配慮するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する子どもを犯罪の被害から守るための施策に協力するよう努めるものとする。

(情報の提供、助言その他の必要な支援)

第六条 県は、県民及び事業者が子どもを犯罪の被害から守るために行う自主的な活動を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、子どもを犯罪の被害から守るために市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が子どもを犯罪の被害から守るための施策を実施する場合には、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為の禁止)

第七条 何人も、保護監督者が直ちに危害を排除することができない状態にある子どもに対し、防犯に関する活動等の社会通念上正当な理由があると認められる場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

一 甘言又は虚言を用いて惑わし、又は欺くような言動をすることにより、人目につかない場所又は人気がない場所へ誘い出し、又は誘い込もうとすること。

二 義務のない行為を行うことを要求すること。

三 言い掛かりをつけ、又はすぐむこと。

四 身体、衣服、所持品等をつかみ、進路に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

(禁止行為に係る通報)

第八条 前条の規定に違反したと認められる者を発見した者は、速やかに、保護監督者又は警察官に通報するよう努めるものとする。この場合において、当該通報を受けた保護監督者は、速やかに、これを警察官に通報するよう努めるものとする。

(罰則)

第九条 第七条第三号又は第四号の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(適用上の注意)

第十条 この条例の適用に当たっては、県民が子どもを犯罪の被害から守るために助け合うことができる関係を損なうことがないよう配慮し、防犯に関する活動等が阻害されることのないよう十分留意しなければならない。

附則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十四号

福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例

福祉有償運送運営協議会条例(平成十八年宮城県条例第三十号)の一部を次のように改正する。
第一条中「第四十九条第三号」を「第四十九条第一項第三号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十五号

流域下水道条例の一部を改正する条例

流域下水道条例(昭和五十三年宮城県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の二第二項」を「第二十五条の十第一項」に改める。

第三条及び第八条中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の十八第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日又は水防法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十二号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十六号

県営住宅条例の一部を改正する条例

県営住宅条例（昭和三十五年宮城県条例第十二号）の一部を次のように改正する。
第六条の二第一項第十号中「第三十条」を「第四十条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。